

高速道路の耐震補強 実施計画(概要)

東日本高速道路株式会社



中日本高速道路株式会社

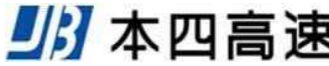


西日本高速道路株式会社



2024年1月13日

本州四国連絡高速道路株式会社



高速道路の耐震補強実施計画(概要)

○令和4年度末時点で、高速道路会社4社が管理する1万7,605橋のうち、

- 「落橋・倒壊を防ぐ耐震対策」は、1万7,605橋全てで完了。
- 「橋としての機能を速やかに回復させるための耐震対策」は、77%にあたる1万3,600橋で完了。

○残る4,005橋については、大規模地震時の緊急輸送道路としての機能を確保するため次のとおり取り組む。

- ①耐震補強工事の入札不調対策、新技術の採用などの取り組みとともに、高速道路会社の組織体制の強化により、耐震補強対策を加速化。
- ②上下線の橋脚が分離している橋梁では、どちらか一方の橋脚補強を優先するなどの手法を採用。



大規模地震発生確率が26%以上の地域は、令和12年度末までに地震時のミッシングリンクの解消を目指す。

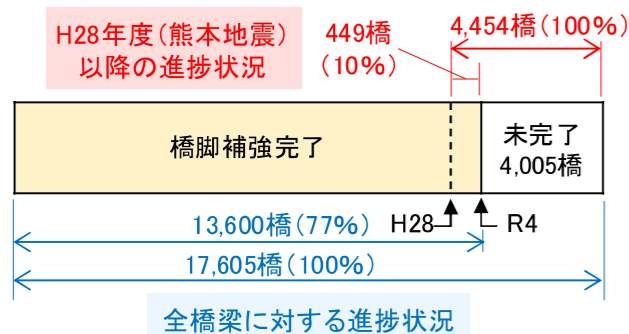
(それ以外の地域は、上記地域の進捗を踏まえつつ、更新事業とも合わせて効率的に対策を進め、令和20年度頃の地震時のミッシングリンクの解消を想定)

○適切な進捗管理に努め、定期的なフォローアップを実施。

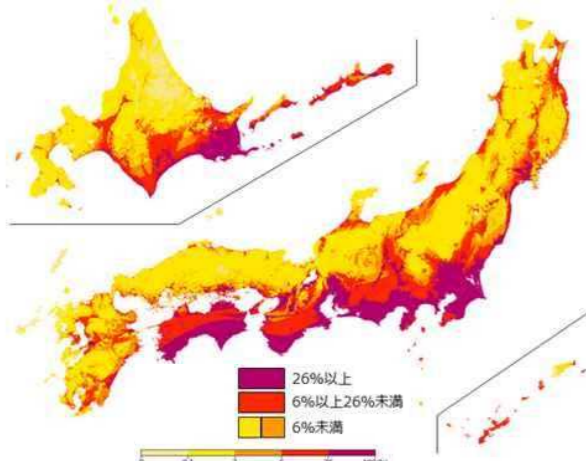
※現地条件や、それに伴う対外協議(占用・河川・地元等)を踏まえた施工上の制約等により、今後、計画を見直す可能性がある。

※片側整備の完了後に、引き続き未補強となっている残る片側の橋梁の耐震補強を継続

【参考】
令和4年度末時点の耐震補強進捗状況(高速4社)

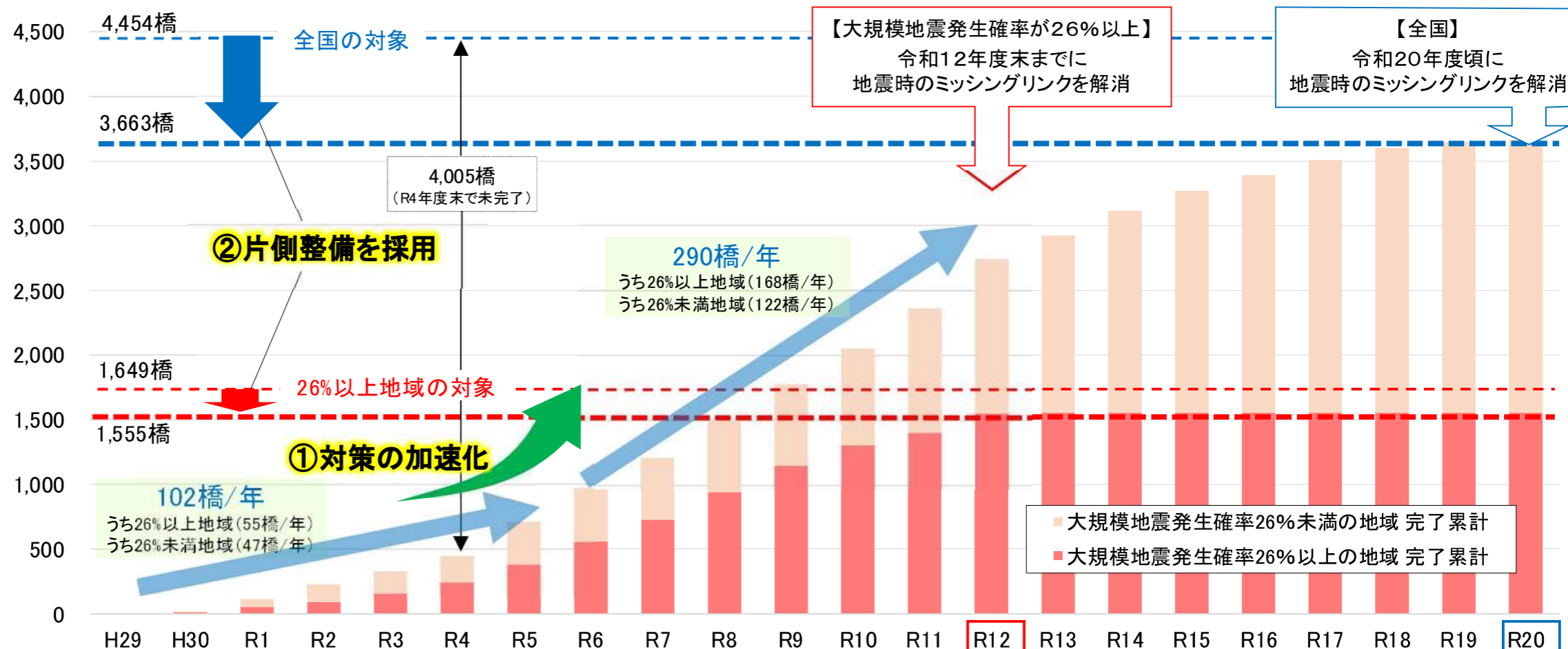


【参考】
今後30年間に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率



出典)全国地震動予測地図2020年版(地震調査研究推進本部)

(橋梁数) 耐震補強実施計画グラフ <高速道路会社4社>



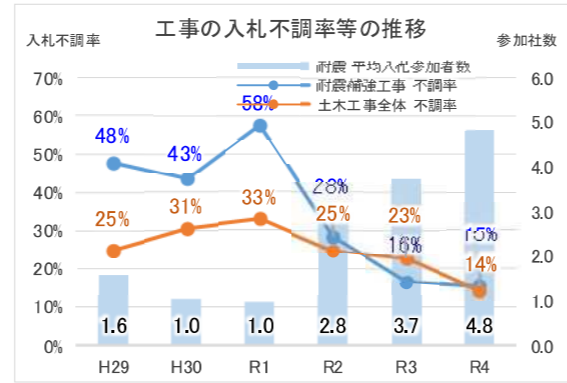
高速道路の耐震補強実施計画(概要)

①耐震補強工事の入札不調対策、新技術の採用などの取り組みとともに、高速道路会社の組織体制の強化により、耐震補強対策を加速化。

②上下線の橋脚が分離している橋梁では、どちらか一方の橋脚補強を優先することで、地震時のミッシングリンクを解消

○耐震補強工事の入札不調対策

一般的な土木工事に比べ、厳しい現地条件等により入札不調が高い水準となっているが、積算の改善(例: 点在積算制度の導入など)や効率的な工法の積極的採用(例: 連続繊維シート巻き立て工法など)により、入札不調の改善を図る。



○新技術等の採用

耐震補強工事において、作業の合理化に資する新技術や新工法(例: プレキャストコンクリートパネルによる橋脚巻き立てにより河川内の作業工程を短縮)を積極的に採用することで、工事工程の短縮を図る。



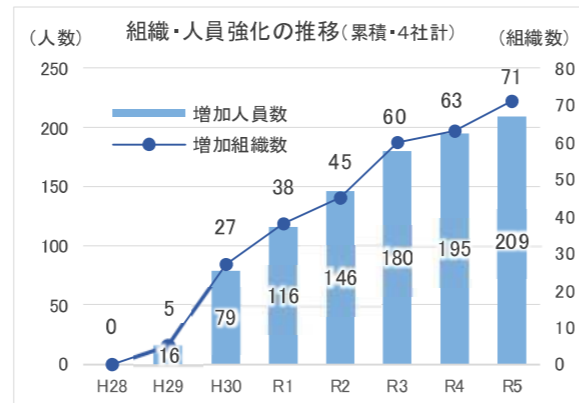
○地元協議の円滑化

各関係機関の協力を仰ぎながら、必要な地元協議を円滑に実施し、耐震補強工事を着手できる環境を整える。



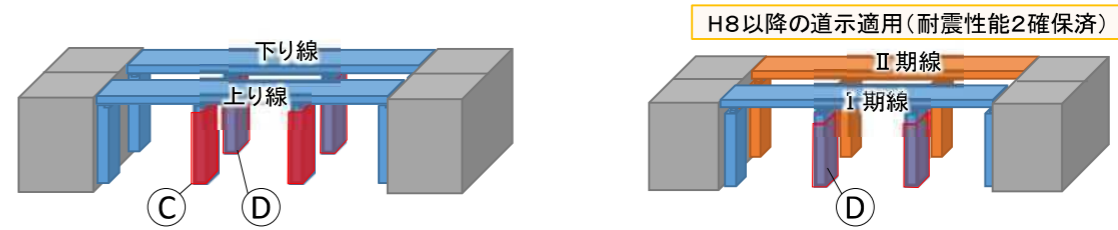
○高速道路会社の組織体制の強化

耐震補強工事の実施にあたって、関係機関と協議・調整、地元対応を円滑に進めるため、こうした業務に従事する社員の増員や組織設置により、高速道路会社の組織体制を強化。



見直し 上下線の橋脚が分離している橋梁

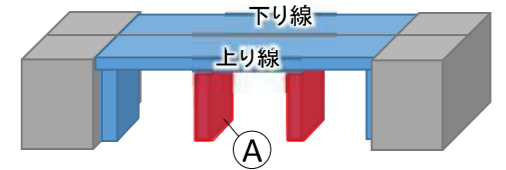
- 上下線で、どちらか一方の耐震補強を優先
- Ⅱ期線側が耐震性能2を確保している場合は、Ⅰ期線側の耐震補強時期を見直し



※高架下に鉄道や緊急輸送道路が交差している箇所、占用物件等があり複数回の移設が困難な箇所は上下線で整備。②

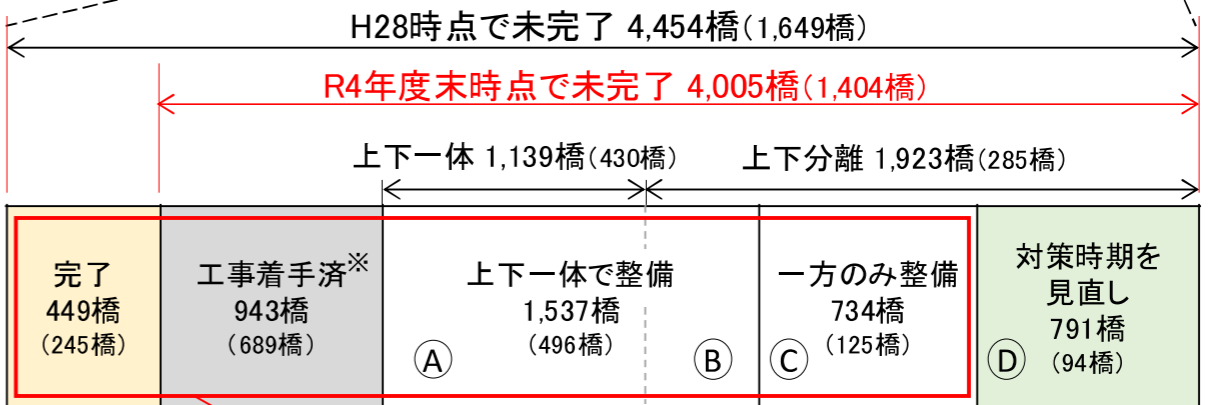
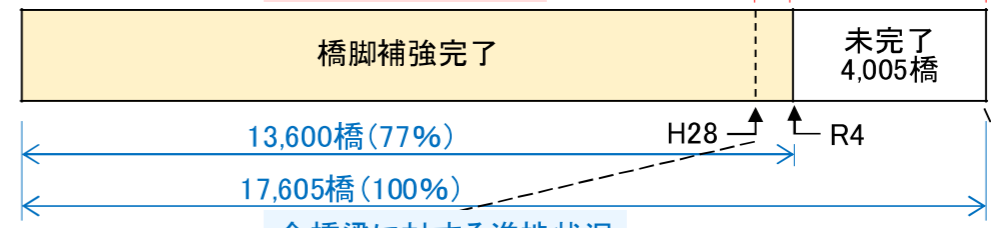
継続 上下線の橋脚が一体となっている橋梁

- 一体となった橋脚全体の耐震補強を推進



【会計検査院の指摘】

H28年度(熊本地震)以降の進捗状況
449橋(10%)
4,454橋(100%)



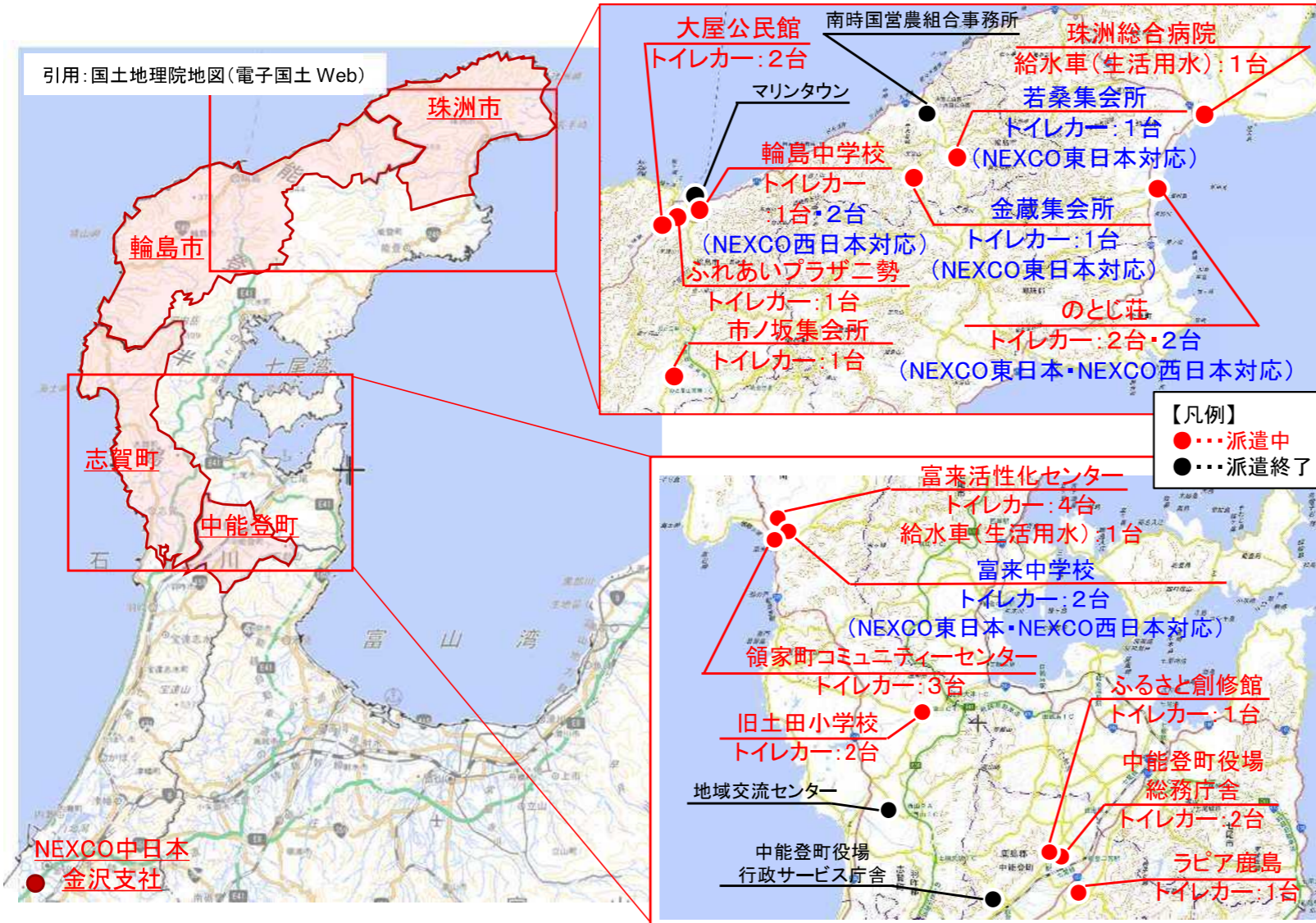
地震時のミッシングリンク解消のために
対策が必要な橋梁
3,663橋(1,555橋)

※R5年12月時点
()内は大規模地震発生確率が26%以上の地域の橋梁数

令和6年能登半島地震の被災地支援状況(NEXCO中日本・東日本・西日本)

ONEXCO中日本・東日本・西日本は、被災2市・2町へトイレカーおよび給水車を計30台派遣しています。

■位置図



■車両派遣状況

2024/1/29 10時時点

派遣先	派遣内容	台数	派遣元	使用開始日時	使用終了日時	派遣状況写真掲載
〈志賀町〉 旧土田小学校	トイレカー	2台	NEXCO中日本	1/7 12時10分	未定	
〈志賀町〉 地域交流センター	トイレカー	2台	NEXCO中日本	1/8 11時00分	1/14 9時30分	
〈志賀町〉 富来活性化センター	トイレカー	3台	NEXCO中日本	1/14 11時30分	未定	①
〈志賀町〉 領家町コミュニティセンター	トイレカー	3台	NEXCO中日本	1/14 11時30分	未定	②
〈志賀町〉 富来中学校	トイレカー	1台	NEXCO西日本	1/16 12時00分	未定	③
〈中能登町〉 中能登町役場行政サービス庁舎	トイレカー	3台	NEXCO中日本	1/7 12時15分	1/13 11時50分	
〈中能登町〉 中能登町役場総務庁舎	トイレカー	1台	NEXCO中日本	1/8 10時50分	1/22 9時00分	
〈中能登町〉 ラピア鹿島	トイレカー	2台	NEXCO中日本	1/8 12時30分	未定	④
〈中能登町〉 ふるさと創修館	トイレカー	1台	NEXCO中日本	1/22 9時00分	未定	
〈輪島市〉 若桑集会所	トイレカー	1台	NEXCO中日本	1/11 16時20分	1/15 16時30分 (下記車両と入替)	
〈輪島市〉 金蔵集会所	トイレカー	1台	NEXCO中日本	1/14 15時20分	1/21 16時00分 (下記車両と入替)	
〈輪島市〉 南時国営農組合事務所	トイレカー	1台	NEXCO東日本	1/21 16時00分	未定	
〈輪島市〉 ふれあいプラザニ勢	トイレカー	1台	NEXCO中日本	1/11 22時00分	1/16 13時30分 (下記車両と入替)	⑤
〈輪島市〉 市ノ坂集会所	トイレカー	1台	NEXCO東日本	1/16 12時40分	未定	
〈輪島市〉 マリンタウン	トイレカー	1台	NEXCO中日本	1/11 17時00分	1/16 13時10分	
〈輪島市〉 輪島中学校	トイレカー	1台	NEXCO中日本	1/11 17時30分	未定	
〈輪島市〉 大屋公民館	トイレカー	1台	NEXCO中日本	1/11 17時30分	未定	
〈輪島市〉 大屋公民館	トイレカー	1台	NEXCO中日本	1/11 17時30分	未定	
〈珠洲市〉 珠洲総合病院	給水車(生活用水)	1台	NEXCO中日本	1/11 17時30分	未定	
〈珠洲市〉 のとじ荘	トイレカー	2台	NEXCO中日本	1/24 14時00分	未定	
〈珠洲市〉 のとじ荘	トイレカー	1台	NEXCO東日本	1/26 15時40分	未定	
〈珠洲市〉 のとじ荘	トイレカー	1台	NEXCO西日本	1/26 15時40分	未定	

合計(派遣中の車両台数) 30台(うちNEXCO東日本4台、西日本4台含む)
合計(派遣終了を含む総車両台数) 47台(うちNEXCO東日本4台、西日本4台含む)

*灰色背景は派遣終了

■派遣状況写真



①給水車およびトイレカー
(志賀町 富来活性化センター)



②トイレカー
(志賀町 領家町コミュニティセンター)



③トイレカー(NEXCO西日本車両)
(志賀町 富来中学校)



④バイオトイレカー
(中能登町 総務庁舎)



⑤トイレカー(NEXCO東日本車両)
(輪島市 金蔵集会所)

「陸上自衛隊第3師団と本州四国連絡高速道路株式会社神戸管理センター及び鳴門管理センターとの連携に関する確認書」

～ 災害対策の適正・円滑な遂行に向けて ～

令和6年 1月 22日

陸上自衛隊第3師団

本州四国連絡高速道路株式会社 神戸管理センター

本州四国連絡高速道路株式会社 鳴門管理センター

1. 確認書の概要

○確認書の名称

「陸上自衛隊第3師団と本州四国連絡高速道路株式会社神戸管理センター及び鳴門管理センターとの連携に関する確認書」(以下、「確認書」という。)

○確認書の締結者

- (1)陸上自衛隊第3師団長 佐藤 真
- (2)本州四国連絡高速道路株式会社神戸管理センター所長 河藤 千尋
- (3)本州四国連絡高速道路株式会社鳴門管理センター所長 貴志 友基

○目的

平成27年1月16日に締結した、「陸上自衛隊中部方面隊と本州四国連絡高速道路株式会社との連携に関する協定」及び「原協定の解釈覚書」に関し、陸上自衛隊第3師団の部隊行動範囲と本州四国連絡高速道路株式会社神戸管理センター及び鳴門管理センターが管理する高速道路における具体的な運用について必要な事項を定め、災害対策の適正かつ円滑な遂行を図る。

1. 確認書の概要

○確認書の内容

(1)災害発生時の連絡態勢の確立《確認書第3条関連》

連絡態勢のイメージ

陸上自衛隊中部方面総監部

第3師団

第7普通科連隊	第3通信大隊
第36普通科連隊	第3師団司令部付隊
第37普通科連隊	第3飛行隊
第3後方支援連隊	第3特殊武器防護隊
第3特科隊	第3音楽隊
第3偵察戦闘大隊	第4施設団
第3高射特科大隊	第8高射特科群
第3施設大隊	中部方面後方支援隊

本州四国連絡高速道路株式会社

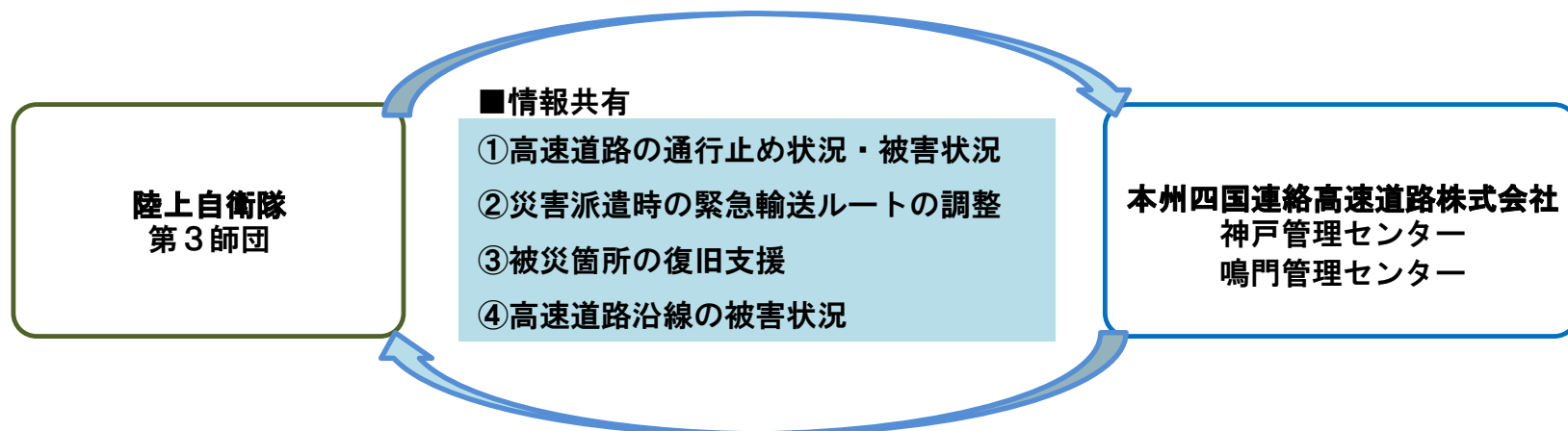
神戸管理センター
鳴門管理センター

岡山管理センター しまなみ尾道管理センター
坂出管理センター しまなみ今治管理センター

1. 確認書の概要

(2) 被害情報の提供方法《確認書第4条関連》

- ・連絡員(リエゾン)の相互派遣
- ・派遣先での活動に必要な場所等の提供
- ・情報共有可能な通信システム等を構築



(3) 第3師団の緊急通行車両の通行《確認書第6条関連》

- ・第3師団が高速道路通行止め区間を緊急通行する場合の手続きを確認



1. 確認書の概要

(4)SA・PA等緊急開口部の活用《確認書第7条》

- ・緊急を要する場合は、緊急開口部の開放作業を第3師団が実施できることを確認



緊急開口部

(5)第3師団の救援活動に必要となる高速道路の緊急復旧《確認書第8条関連》

- ・第3師団が自らの通行のため、高速道路及び施設を緊急復旧する場合の
手続きを確認



陸上自衛隊保有の施設器材

1. 確認書の概要

(6) 高速道路の復旧協力の要請〈確認書第9条関連〉

・本四高速が、第3師団に高速道路及び施設の復旧協力を要請する場合の手続きを確認

(7) 訓練の実施〈原協定第5条関連〉



路面段差応急復旧訓練



緊急開口部通行訓練

令和6年2月下旬

第3師団・兵庫県警高速隊・本四高速の3社による合同訓練を調整中

(8) 定期的な会議の実施〈原協定第6条関連〉

2. 確認書の範囲



添付

・締結式の様子



輪島市リエゾン派遣を通じて収集した道路被災の特徴

県土整備部高規格道路課 副課長 明星康信

対口支援チーム リエゾン第10陣

派遣期間：令和6年1月27日～2月2日（うち現地での活動期間4日間）

派遣場所：石川県輪島市（輪島市役所）

業務内容：避難所運営に係る避難所への物資の提供、各種会議の情報収集

関係団体：（総括支援） 三重県

（避難所支援） 東京都、大阪府、大阪市、堺市、岐阜県、長野県、愛媛県、徳島県

（物資・物流管理） 北海道、長野県、静岡市

●はじめに①



輪島市役所 全景



輪島市役所 被災状況①



輪島市役所 被災状況②



対口支援チーム 執務室

●はじめに②



生活物資拠点 マリントウン①



生活物資拠点 マリントウン②



食料物資拠点 輪島市文化会館①



食料物資拠点 輪島市文化会館②

●輪島市の被災状況



輪島市 朝市①



輪島市 朝市②



輪島市 朝市③



輪島市 建物（ビル）倒壊

●能登半島地震による道路啓開に支障となる道路被災の特徴

①法面の崩壊（倒木の発生を含む）

②路肩の崩落

③橋梁取合部の段差

④建物の倒壊・マンホールの浮き上がり・電柱の倒壊・放置車両

⑤津波

●法面の崩壊（倒木の発生）



県道 1 号線 法面の崩壊状況①



県道 1 号線 法面の崩壊状況②



国道 2 4 9 号 法面の崩壊状況



県道 3 7 号線 法面の崩壊状況

●路肩の崩落



国道249号 路肩の崩落状況①



国道249号 路肩の崩落状況②



国道249号 路肩の崩落状況③



輪島市道 路肩の崩落状況

●橋梁取合部の段差



県道 1 号線 橋梁取合部の段差発生状況①



県道 1 号線 橋梁取合部の段差発生状況②



国道 2 4 9 号 橋梁取合部の段差発生状況①



国道 2 4 9 号 橋梁取合部の段差発生状況②

●建物の倒壊・マンホールの浮き上がり・電柱の倒壊・放置車両①



県道 1 号線 建物の倒壊状況①



輪島市道 建物の倒壊状況②



国道 2 4 9 号 マンホールの浮き上がり状況①



県道 1 号線 マンホールの浮き上がり状況②

●建物の倒壊・マンホールの浮き上がり・電柱の倒壊・放置車両②



国道249号 電柱の倒壊状況①



県道1号線 電柱の倒壊状況②



県道1号線 放置車両①



県道1号線 放置車両②

●津波



珠洲市 津波の被災状況①



珠洲市 津波の被災状況②

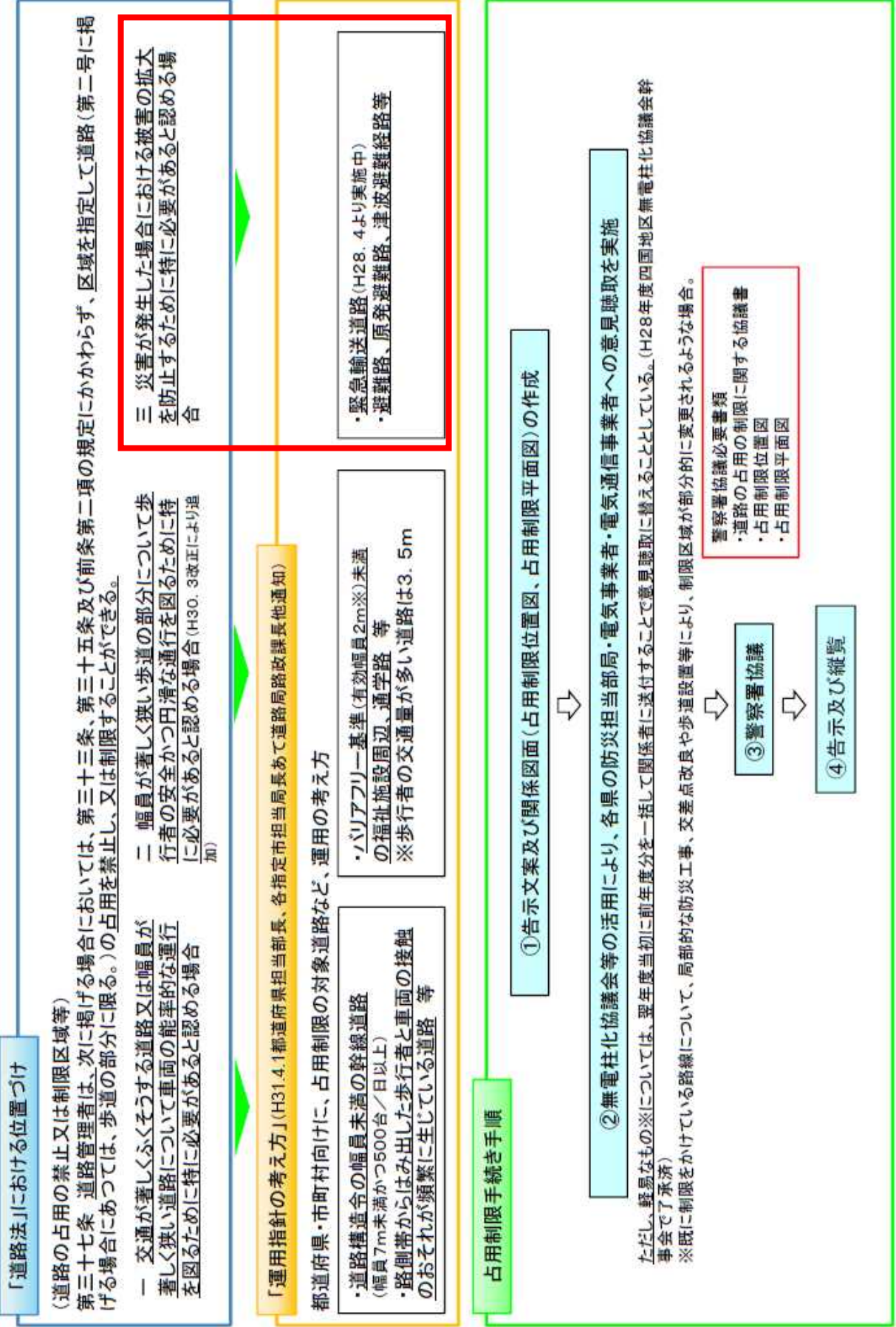


(参考) 輪島市門前地区 漁港の隆起①



(参考) 輪島市門前地区 漁港の隆起②

道路法_第37条の占用の禁止又は制限について【四国地方整備局の事例】



※各地域毎に具体的な手続きの進め方は異なるため、各地域毎に過去の手続き等を確認すること

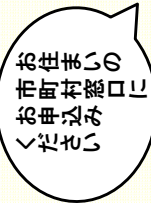
安心して住まいの耐震化が実施できるよう、計画段階から工事完了までサポートできる優良な事業所を県が認定しています。お問い合わせは下段の、県・市町村担当窓口へ。

耐震リフォームの減税制度

- 木造住宅で耐震改修を行った場合
所得税の控除 (1年分)
- 手続き 市町村耐震担当課の発行する証明書を添付し、税務署へ確定申告してください。
 - 対象 昭和56年5月31日以前に建築された住宅で、令和5年12月31日までに評点1.0以上とする耐震改修工事をした居住者
 - 控除額 耐震改修の標準的な工事費から補助金を除いた額の10% (上限25万円)

固定資産税の減額 (1年度分)

- 手続き 市町村耐震担当課の発行する証明書を添付し、工事完了日から3か月以内に市町村固定資産税担当課へ申告をしてください。
- 対象 昭和57年1月1日以前から存在する住宅で、令和6年3月31日までに評点1.0以上とする50万円※を超える耐震改修工事をしたもの ※改修費用から補助金を控除した額
- 軽減額 家屋の固定資産税額を1/2に減額 (120m²相当分まで)



お住まいの市町村窓口へ

住まいの耐震化に関する相談ができるよう、耐震の知識とノウハウを持った専門の相談員(建築士)を県で登録しています。お問い合わせは下段の、県・徳島県建築士会窓口へ。

委任払い制度

補助金の受け取りを施工者に委任することで、施工者への支払いは自己負担額のみでOK!
総工事費180万円、補助金100万円、自己負担80万円の場合



合併処理浄化槽の設置

汲み取り槽や単独処理浄化槽は、トイレ処理しきれない水を生活排水と一緒に浄化槽へ流す機会に合併処理浄化槽へ転換してみませんか!



▼お問い合わせ▼
市町村の浄化槽担当課

木造以外の住宅への耐震化支援

一部を除いて補助対象外です。
無料耐震相談を実施していますので、ご利用ください。
團 第2、第4水曜 13:00~17:00 ※予約制
團 (一社)徳島県建築士事務所協会
團 088-652-5862

まいったなし!

住まいの耐震化

それなら耐震改修しましょう!

本格的な耐震改修 (補助率4/5) **100万円** + **10万円** + 上乗せ

耐震シエーター (補助率4/5) **80万円** + 上乗せ

上乗せ額は市町村によって異なります

スマートロック + 感震ブレーカー設置 (分電盤タイプ)

住まいのスマート化 (補助率2/3) **30万円** + 上乗せ

AICTを活用!

アプリ運動コンロ + スマートロック + スマホ運動記録デバイス

それなら補助率1/1も!

もちろん水回りや内外装のリフォームも!

私も安心

ほのかな耐震もしょうかな!

私も安心

市町村名	担当課室名	電話番号	市町村名	担当課室名	電話番号
徳島市	建築指導課	088-621-5272	神山町	建設課	088-676-1514
鳴門市	まちづくり課	088-684-1164	那賀町	防災課	0884-62-1183
小松島市	住宅課	0885-32-2120	牟岐町	建設課	0884-72-3418
阿南市	住宅課	0884-22-3431	美波町	消防防災課	0884-77-3619
吉野川市	建築営繕室	0883-22-2224	海陽町	建設防災課	0884-73-4159
阿波市	危機管理課	0883-36-8703	松茂町	建設課	088-699-8718
美馬市	住宅・拠点整備課	0883-52-5612	北島町	危機情報管理課	088-698-9807
三好市	管理課	0883-72-7681	藍住町	総務企画課	088-637-3111
勝浦町	建設課	0885-42-1506	板野町	建設課	088-672-5996
上勝町	建設課	0885-46-0111	上板町	企画防災課	088-694-6824
佐那河内村	建設課	088-679-2970	つるぎ町	管理防災課	0883-62-3111
石井町	危機管理課	088-674-1171	東みよし町	建設課	0883-79-5342

無料相談 (公社) 徳島県建築士会 電話 088-653-7570 <http://toku-shikai.com/>

7 9 11

9 徳島県庁舎 徳島県庁舎 徳島県庁舎

11 徳島県庁舎 徳島県庁舎 徳島県庁舎

まいったなし住まいの耐震化 検索

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/taisshinka/>

徳島県 住宅課建築指導室耐震化担当 電話 088-621-2598



もっと詳しく知りたい方は次のページへ!

R5市町村別「住宅耐震化促進事業費補助金」一覧表

R5.4.1現在

市町村・担当課 連絡先	木造住宅											民間建築物 (緊急輸送道路沿道など)			
	耐震 診断	補強 計画	耐震改修			耐震ヘルパ-		ｽｰﾓ化		住替え		委任 払い	耐震 診断	改修 設計	耐震 改修
			基本	感震ﾌﾟﾗ ｶｰ設置	上乘せ	基本	上乘せ	基本	上乘せ	基本	上乘せ				
	自己負担 (千円)		補助上限額 (万円)												
1 徳島市 建築指導課 088-621-5272	無料	6	110			80		30		30		○	○		
2 鳴門市 まちづくり課 088-684-1164	無料	6	110			80		30		30		○	○		
3 小松島市 住宅課 0885-32-2120	3	6	110			80		30		30		○	○		○
4 阿南市 住宅課 0884-22-3431	3	6	100	-		80		30		30		○	○		
5 吉野川市 建築営繕室 0883-22-2224	無料	無料	110	10		80		30		-		○	○		
6 阿波市 危機管理課 0883-36-8703	3	6	110			80		30		30		○			
7 美馬市 住宅・拠点整備課 0883-52-5612	3	無料	110			80	20	30		30		○	○		
8 三好市 管理課 0883-72-7681	無料	無料	110	40		80	70	30	20	30	20	○	○		
9 勝浦町 建設課 0885-42-1506	無料	無料	110	50		80	30	30	20	30		○			
10 上勝町 建設課 0885-46-0111	無料	無料	110	30		80		30		30		○			
11 佐那河内村 建設課 088-679-2970	3	無料	110	20		80		30		30		○			
12 石井町 危機管理課 088-674-1171	無料	無料	110	20		80		30		30		○	○		
13 神山町 建設課 088-676-1514	3	6	110	20		80		30		30		○			
14 那賀町 防災課 0884-62-1183	3	無料	110			80		30		30		○			
15 牟岐町 建設課 0884-72-3418	3	6	100	-	20	80		30		30		○	○		
16 美波町 消防防災課 0884-77-3619	3	6	100	-		80		30		30		○	○	○	○
17 海陽町 建設防災課 0884-73-4159	3	6	110			80		30		30		○	○		
18 松茂町 建設課 088-699-8718	無料	無料	110			80		30		30		○	○	○	○
19 北島町 危機情報管理課 088-698-9807	無料	無料	110			80		30		30		○	○		○
20 藍住町 総務企画課 088-637-3111	3	無料	110			80		30		30		○			
21 板野町 建設課 088-672-5996	3	無料	110	10		80		30		30		○			
22 上板町 企画防災課 088-694-6824	3	無料	110			80		30		30		○			
23 つるぎ町 管理防災課 0883-62-3111	3	6	110			80		30		30		○	○		
24 東みよし町 建設課 0883-79-5342	3	6	110			80		30		30		○	○	○	

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）の概要

公布日：平成 26 年 11 月 27 日

背景

適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空家等の活用のため対応が必要（1 条）

参考：現在、空家は全国約 820 万戸（平成 25 年）、401 の自治体が空家条例を制定（平成 26 年 10 月）

定義

- 「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。（2 条 1 項）
- 「特定空家等」とは、
 - ① 倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
 - ② 著しく衛生上有害となるおそれのある状態
 - ③ 適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態
 - ④ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にある空家等をいう。（2 条 2 項）

空家等

- ・ 市町村による空家等対策計画の策定
- ・ 空家等の所在や所有者の調査
- ・ 固定資産税情報の内部利用等
- ・ データベースの整備等
- ・ 適切な管理の促進、有効活用

特定空家等

- ・ 措置の実施のための立入調査
- ・ 指導→勧告→命令→代執行の措置

施策の概要

国による基本指針の策定・市町村による計画の策定等

- 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策の基本指針を策定（5 条）
- 市町村は、国の基本指針に即した、空家等対策計画を策定（6 条）・協議会を設置（7 条）
- 都道府県は、市町村に対して技術的な助言、市町村相互間の連絡調整等必要な援助（8 条）

空家等についての情報収集

- 市町村長は、
 - ・ 法律で規定する限度において、空家等への調査（9 条）
 - ・ 空家等の所有者等を把握するために固定資産税情報の内部利用（10 条）等が可能
- 市町村は、空家等に関するデータベースの整備等を行うよう努力（11 条）

空家等及びその跡地の活用

市町村による空家等及びその跡地に関する情報の提供その他これらの活用のための対策の実施（13 条）

特定空家等に対する措置（※）

特定空家等に対しては、除却、修繕、立木竹の伐採等の措置の助言又は指導、勧告、命令が可能。さらに、要件が明確化された行政代執行の方法により強制執行が可能。（14 条）

財政上の措置及び税制上の措置等

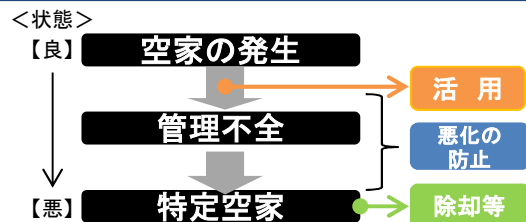
市町村が行う空家等対策の円滑な実施のために、国及び地方公共団体による空家等に関する施策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充を行う（15 条 1 項）。このほか、今後必要な税制上の措置等を行う（15 条 2 項）。

施行日：平成 27 年 2 月 26 日（※関連の規定は平成 27 年 5 月 26 日）

●空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

背景・必要性

- 居住目的のない空家は、この20年で1.9倍、今後も増加。
(1998年)182万戸→(2018年)349万戸→(2030年見込み)470万戸
- 除却等のさらなる促進に加え、周囲に悪影響を及ぼす前の有効活用や適切な管理を総合的に強化する必要。



法案の概要

○所有者の責務強化

- ・(現行の「適切な管理の努力義務」に加え、)国、自治体の**施策に協力する努力義務**

1. 活用拡大

①空家等活用促進区域 (例) 中心市街地、地域の再生拠点、観光振興を図る区域等

- ・市区町村が**区域**や活用**指針**等を定め、**用途変更**や**建替え**等を促進
→安全確保等を前提に**接道に係る前面道路の幅員規制**を合理化
→指針に合った用途に用途変更等する場合の**用途規制**等を合理化
- ・市区町村長から**所有者**に対し、指針に合った**活用**を要請

②財産管理人による所有者不在の空家の処分 (詳細は3. ③後掲)

③支援法人制度

- ・市区町村長がNPO法人、社団法人等を**空家等管理活用支援法人**に指定
- ・所有者等への**普及啓発**、市区町村*から情報提供を受け所有者との**相談対応**
※事前に所有者同意
- ・市区町村長に財産管理制度の利用を提案

2. 管理の確保

①特定空家*化を未然に防止する管理 ※周囲に著しい悪影響を及ぼす空家

- ・放置すれば特定空家になるおそれのある空家(**管理不全空家**)に対し、管理指針に即した措置を、市区町村長から**指導・勧告**
- ・勧告を受けた管理不全空家は、固定資産税の**住宅用地特例(1/6等に減額)**を**解除**



窓が割れた管理不全空家

②所有者把握の円滑化

- ・市区町村から電力会社等に情報提供を要請

3. 特定空家の除却等

①状態の把握

- ・市区町村長に**報告徴収権**(勧告等を円滑化)

②代執行の円滑化

- ・命令等の事前手続を経るいとまがない**緊急時の代執行制度**を創設
- ・所有者不明時の代執行、緊急代執行の**費用**は、確定判決なしで**徴収**



緊急代執行を要する崩落しかけた屋根

③財産管理人*による空家の管理・処分 (管理不全空家、特定空家等)

- ・市区町村長に**選任請求**を認め、相続放棄された空家等に対応
※所有者に代わり財産を管理・処分。(注)民法上は利害関係人のみ請求可

【目標・効果】

- ①空家等活用促進区域の指定数: 施行後5年間で100区域
- ②空家等管理活用支援法人の指定数: 施行後5年間で120法人
- ③市区町村の取組により管理や除却等された管理不全空家及び特定空家数: 施行後5年間で15万物件

市町村	事業名	事業概要	補助率	補助限度額	対象用途	対象者	担当課	連絡先
佐那河内村	集落再生空き家統括活用促進事業	村内の有志が組織する移住支援に関する地域活動団体等が、空き家物件を活用した地域活性化を支援する場合に、その地域活動団体に対し補助金を交付する。	9/10	300万円	・移住者向け住宅など	・支援センターと地域住民が共に設置した地域協議会 ・2つ以上の常会が組織する地域協議会など	企画政策課	088-679-2973
石井町	石井町空き家リフォーム助成事業補助金	石井町内にある空き家の有効活用を図り、安心して暮らす社会環境をつくり出すため、本町に自ら定住する目的で空き家を購入又は借用した者等が行う、当該空き家のリフォームに要する経費に対して補助金を交付する。	1/2	50万円	町内に存在する戸建ての住宅及び併用住宅であって、居住の用に供されなくなった日から6ヶ月以上経過した中古住宅	・移住者 ・市内在住者	建設課	088-674-1117
	空き家判定士等活用事業	空き家判定業務及び空き家判定業務の検査に要する経費の補助をする。		空き家判定業務費用81,480円のうち73,480円(国2分の1、町・県4分の1)を補助。申請者は自己負担額8,000円。	町内に存在する戸建ての住宅及び住宅部分の面積が2分の1以上の併用住宅で3階建てのもの	・所有者 ・移住者 ・事業者	総務課	088-674-1111
神山町	神山町空き家改修事業補助金	空き家を改修して神山町に定住しようとする移住者、町民等に対し、空き家改修及び修繕に要する費用の一部を補助。	1/2	100万	移住交流支援センターから紹介のあった建物、または空き家証明書により空き家であることが証明されており賃貸借等の契約から1年経過していない物件	・移住者	産業観光課	088-676-1118
那賀町	那賀町空き家改修費等補助金	空き家バンク登録物件の改修費補助	1/2	100万円	移住者向け住宅	・移住者 ・空き家所有者	みらいデジタル課	0884-62-1184
		空き家バンク登録物件の家財道具及び清掃等補助	1/2	14万円	移住者向け住宅	・移住者 ・空き家所有者	みらいデジタル課	0884-62-1184
	那賀町空き家対策総合支援改修等事業補助金	空き家等を移住者向け住宅や地域活性化に供する施設へ改修する費用の一部を補助。	2/3	320万円	移住者向け住宅 地域活性化の用に供するもの(宿泊施設等)	・移住者 ・空き家所有者	みらいデジタル課	0884-62-1184
牟岐町	空き家改修等支援事業(改修等支援)	空き家バンクに登録している(登録予定含む)空き家住宅の改修費や家財道具等の撤去・処分経費を補助する。	1/2	20万円	・空き家バンク登録住宅	・空き家バンク登録者	建設課	0884-72-3418
美波町								
海陽町	-							
松茂町	-							
北島町	-							
藍住町	-							
板野町	-							
上板町	上板町空き家活用改修支援事業	空き家等を移住・定住者向け住宅として改修する費用の一部を補助する。	2/3	320万円	・移住・定住者向け住宅	・移住・定住者	企画防災課	088-694-6824
つるぎ町	つるぎ町空き店舗等活用支援事業	空き店舗等を活用し、町内に出店、移転する事業者又は事業承継を行った後継者等に対し、建物の改修に係る費用を補助する。	1/2	原則50万円 ※申請内容によっては限度額が最大100万円となる。	・移住者向け住宅 ・地域交流施設	①空き店舗等を活用して町内に出店する者(新規出店者)及び建物提供者 ②町内において事業を承継する後継者及び前事業者	産業経済課	0883-62-3114
	つるぎ町住宅リフォーム補助金	町民自らが所有し、今後も居住する町内の住宅に対し、リフォーム工事費の一部を補助する。	1/5	20万円 リフォーム施工業者は、町内に事業所を有すること。	・個人住宅(併用住宅は個人住宅部分のみ)	・町内在住者 ・移住者 ※町に住民登録を有する方	住宅環境課	0883-62-3111
東みよし町	東みよし町空き家スマート化リノベーション支援事業	空き家等を改修して移住者向け住宅、地方創生対応型施設として活用するために行うリノベーション工事経費の一部を補助する。	2/3	320万円	・移住者向け住宅 ・地域交流施設等	・空家所有者 ・空家入居者	企画課	0883-82-6302

6 老朽危険空き家等除却支援事業

■ 概要

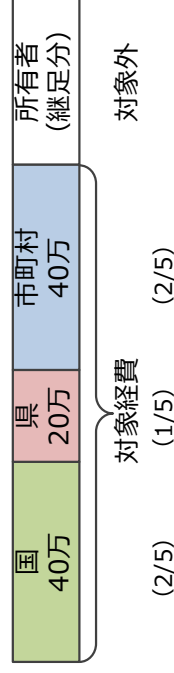
老朽化し危険な空き家の除却を補助する

- 補助対象 **空き家住宅及び空き建築物（所有者等）**
- 対象経費 **除却**
- 補助額 上限**20万円**（市町村補助の1/4まで）
- 予算 **40,000千円（200戸分相当）**
- 要件 空き家判定業務（除却・2次調査）
道路閉塞（密集市街地除く）
不良度200点中100点以上
（不良度測定表評定区分1～3対象）

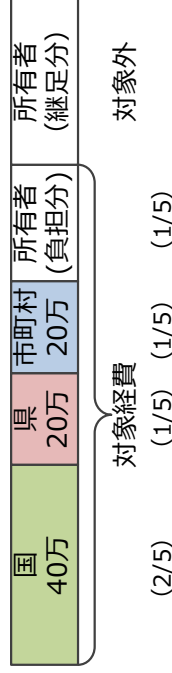
■ 補助金

国（社総金，空き家対策総合支援事業） → 市町村
県 → 市町村

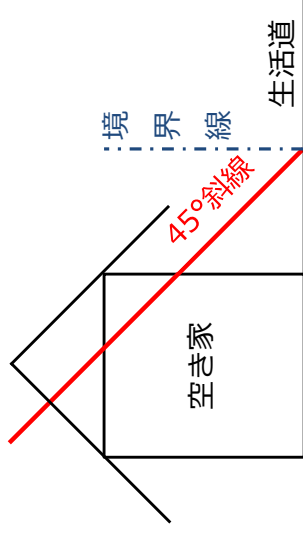
・事業主体が市町村の場合



・事業主体が民間の場合（市町村が所有者に補助する場合）



■ 道路閉塞の例



Before▲



▲除却

After▲

各市町村が実施している空き家の除却に活用できる補助金制度を掲載しています。(令和5年度版)

掲載している情報は令和5年11月時点のものです。こちらに掲載している事業以外にも支援制度を行っている、又は募集を完了している場合があります。最新の情報や補助要件については、各市町村の担当課へお問い合わせください。

市町村	事業名	補助率	補助限度額	担当課	連絡先
徳島市	徳島市危険廃屋解体支援事業	1/2	30万	建築指導課	088-621-5272
鳴門市	鳴門市老朽危険空き家除却支援事業	8/15	60万	まちづくり課	088-684-1171
小松島市	小松島市老朽危険空き家除却支援事業	4/5	80万	住宅課	0885-32-2120
阿南市	阿南市危険廃屋等除却支援事業	1/2	50万	住宅課	0884-22-3431
吉野川市	吉野川市老朽危険空き家等除却支援事業	4/5	80万	建築営繕室	0883-22-2224
阿波市	阿波市老朽危険空き家・空き建築物除却支援事業	2/3	60万	住宅課	0883-36-8731
美馬市	美馬市老朽危険空き家除却支援事業	4/5	80万	都市政策課	0883-52-5607
三好市	三好市老朽危険空き家除却促進事業	2/3	80万	管理課	0883-72-7681
勝浦町	勝浦町空き家再生等促進事業	4/5	80万	建設課	0885-42-1506
上勝町	上勝町空き家再生等促進事業	4/5	80万	建設課	0885-46-0111
佐那河内村	佐那河内村空き家再生等促進事業	4/5	80万	企画政策課	088-679-2973
石井町	石井町空き家再生等促進事業	4/5	80万	危機管理課	088-674-1171
神山町	神山町空き家再生等促進事業	4/5	80万	建設課	088-676-1514
那賀町	那賀町空き家再生等促進事業	4/5	80万	防災課	0884-62-1183
牟岐町	牟岐町空き家再生等促進事業	4/5	80万	建設課	0884-72-3418
	空き家改修等支援事業(除却支援)	1/2	○住宅20万 (道路閉塞のおそれがある場合40万円) ○非住宅10万 (道路閉塞のおそれがある場合20万円)		
美波町	美波町老朽住宅解体費支援事業	2/3	60万	建設課	0884-77-3618
海陽町	海陽町空き家再生等促進事業	2/3	60万	建設防災課	0884-73-4159
松茂町	松茂町空き家再生等促進事業	4/5	80万	建設課	088-699-8718
北島町	北島町空き家再生等促進事業	4/5	80万	まちみらい課	088-698-9806
藍住町	-			生活環境課	088-637-3116
板野町	板野町空き家再生等促進事業	4/5	80万	環境生活課	088-672-5987
上板町	上板町老朽危険空き家除却支援事業	4/5	80万	企画防災課	088-694-6824
つるぎ町	つるぎ町老朽危険空き家除却支援事業	4/5	80万	住宅環境課	0883-62-3111
東みよし町	東みよし町老朽危険空き家・空き建築物除却支援事業	2/3	80万	建設課	0883-79-5342

能登半島地震を踏まえた道路啓開に関する課題

□派遣職員からの情報〔被災状況と対応〕

- ・ 橋梁取付部の段差50cm程度 ⇒採石・土砂、土のう
- ・ 路肩の崩壊 ⇒採石・土砂、土のう、敷鉄板
- ・ マンホール浮き上がり ⇒迂回
- ・ 保安資材確保 ⇒バリケード、矢印、コーン、信号機等
- ・ 倒木処理 ⇒チェーンソー、ワイヤー
- ・ 法面崩壊 ⇒投光器
- ・ 燃料確保 ⇒啓開重機用

※石川県建設業協会から講師を招き研修会の実施など

□徳島県危機管理総合調整会議での意見

- ・ 通信網の整備〔写真、動画配信〕
- ・ 情報共有〔DiMAPSの活用など〕
- ・ 道路啓開従事者の食料の確保
- ・ 道路啓開計画の見直し

□報道等の情報

- ・ 道路啓開計画が策定されていない
- ・ 行政から建設事業者に指示がない

□その他課題

- ・ がれき処理〔有価物かどうかの判断等〕
- ・ 緊急輸送道路の道路法第37条指定〔新設電柱の禁止〕
- ・ 緊急輸送道路の強靱化